

平成24年度中心市街地活性化関連予算について

平成24年4月
厚生労働省

(単位：百万円)
括弧内は平成23年度予算額

都市福利施設を整備する事項

- 医療提供体制施設整備交付金
24年度予算額 3,871 (4,928)

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、医療施設等の施設整備を支援する。都道府県において、作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県の自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしている。

- 社会福祉施設等施設整備費補助金
24年度予算額 10,600 (10,800)

・ 障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な事業所等を社会福祉法人等が設置する場合、その費用の一部を補助する。
・ 災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を推進するとともに、障害福祉サービス事業所(通所)の耐震化を図る。(東日本大震災復興特別会計)

- 保育環境改善等事業
24年度予算額 137 (228)

保育サービス等の推進のため、駅前の利便性の高い場所などにある賃貸建物等に、保育サービス提供施設を設置するための環境改善に必要な準備経費を助成する。

- ※ 安心こども基金
20年度第2次補正予算 100,000 (文科省分含む)

21年度補正予算	170,000 (文科省分含む)
22年度補正予算	100,000 (文科省分含む)
23年度補正予算	133,058 (文科省分含む)

社会全体で子育てを支える社会を実現するとともに、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、待機児童ゼロ等を目指す「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)の達成に必要な取り組みを促進し、保育サービス等の基盤整備を図るため、都道府県へ基金を設置。

○ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

24年度予算額	4,406 (5,000)
---------	---------------

高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、地域再生の観点なども踏まえ、各地方公共団体が地域の実情に合わせて裁量や自主性を活かしながら介護サービス基盤等を整備することを支援する。

街なか居住の推進に関する事項

○ 地域支援事業交付金

24年度予算額	64,170 (62,170)
---------	-----------------

地域支援事業交付金のメニューの一つとして、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談、安否確認・指導、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する事業等について支援する。

医療提供体制施設整備交付金の概要

I 予算額

平成24年度予算案
3,871百万円

II 要旨

新たな医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

IV 交付対象

補助対象施設: 公的団体(○印除く)、民間事業者(※印除く)

交付金対象事業区分		
休日夜間急患センター	共同利用施設(開放型病棟等)○	治験施設○
病院群輪番制病院	医療施設近代化施設	病児・病後児保育施設
共同利用型病院	不足病床地区病院※	特定地域病院※
救急ヘリポート	基幹災害拠点病院	地震防災対策医療施設耐震整備
(地域)救命救急センター	地域災害拠点病院	医療施設耐震整備 ○
小児救急医療拠点病院	院内助産所・助産師外来施設	アスベスト除去等整備
小児初期救急センター施設	がん診療施設	看護師勤務環境改善○
小児集中治療室	医学的リハビリテーション施設※	看護師宿舎○
小児医療施設	腎移植施設	病院内保育所
周産期医療施設	特殊病室施設	院内感染対策施設○
地域療育支援施設	肝移植施設	医療機器管理室○

平成24年度予算における社会福祉施設整備費の概要

平成23年度予算
10,800,000千円 → 平成24年度予算
11,733,800千円

【要求枠:39億円】

障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の「日中活動の場」の基盤整備を推進するとともに、グループホーム等の「住まいの場」の整備を推進する。

【要望枠(「日本再生重点化措置」):22億円】

基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

【東日本大震災復興特別会計(復旧・復興枠):45億円】

災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を推進するとともに、障害福祉サービス事業所(通所)の耐震化を図る。

【地域自主戦略交付金(内閣府に計上:11.3億円)】

これまで社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象としてきた大規模修繕等及び保護施設等の整備については、平成24年度から地域自主戦略交付金(一括交付金)により対応する。

※ 大規模修繕等:既存施設の一部改修や介護用リフト等の建物に固定して一体的に整備する工事。

保育環境改善等事業費
～ 年金特別会計 子どものための金銭の給付勘定 ～

228百万円 → 137百万円

(主な内容)	
○対象か所数	200か所 → 120か所
○補助単価（1事業あたり年額）	
基本改善事業	@7,000千円
環境改善事業	@1,000千円

1. 予算額等の推移 (単位：百万円)

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予 算 額	253	253	228	228	137
か 所 数 予 算	200	200	200	200	120

2. 事業内容

保育サービス等の推進のため、駅前の利便性の高い場所などにある賃貸建物等に、保育サービス提供施設を設置するための環境改善等に必要な準備経費を助成する。

3. 沿 革
- 平成14年度 創設（駅前保育サービス提供施設等設置促進事業費）
 - 平成17年度 改修関係等事業費（障害児保育環境改善事業費、送迎保育ステーション試行事業費等）を駅前保育サービス提供施設等設置促進事業費に統合し名称を「保育環境改善等事業費」に改称
 - 平成19年度 病児・病後児保育事業費（自園型）に必要な改修及び備品に要する経費を補助対象に追加
 - 平成20年度 病児・病後児保育事業費と病児・病後児保育事業費（自園型）の再編に伴い、補助対象を病児・病後児保育事業費（自園型）から病児・病後児保育事業費（体調不良児対応型）に変更

4. 補助根拠 予算補助

5. 実施主体 市区町村又は保育所を経営する者

6. 補助率 $1/3$ {
 国 $1/3$ 、都道府県 $1/3$ 、市町村 $1/3$
 国 $1/3$ 、指定都市・中核市 $2/3$
 }

安心こども基金の概要

安心こども基金 総額(国費) 5,031億円

20年度第2次補正予算	1,000億円	23年度第1次補正予算	27億円
21年度第1次補正予算	1,500億円	23年度第3次補正予算	34億円
21年度第2次補正予算	200億円	23年度第4次補正予算	1,270億円
22年度補正予算	1,000億円		

安心こども基金(平成20年度第2次補正予算)	1,000億円
基金創設(平成20年度~22年度)により、新待機児童ゼロ作戦(保育所等緊急整備事業(一部、補助率の引き上げ)等)の前倒し実施 → 15万人分の受入体制の整備	
安心こども基金の拡充(平成21年度第1次補正予算)	1,500億円
<p>①保育サービス等の充実 雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等</p> <p>②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実 創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充</p> <p>③ひとり親家庭等への支援の拡充 厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等</p> <p>④社会的養護の拡充 児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等</p>	
安心こども基金の拡充(平成21年度第2次補正予算)	200億円
待機児童解消のため、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用した、 ○小規模な認可保育所(分園等)の設置に係る施設整備、賃貸料、改修費 ○家庭的保育の実施場所の改修費や賃貸料について補助基準額及び補助率の引き上げ	

安心こども基金の拡充・延長(平成22年度補正予算)	1,000億円
安心こども基金を積み増すとともに事業実施期限を平成23年度末まで延長する ① 保育サービス等の充実として、待機児童の解消を目指す保育所の整備事業等を実施 ② すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実 ③ 児童虐待防止対策の強化として、子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げや広報啓発など(新規) 以上のほか、社会的養護の拡充やひとり親家庭等への支援についても、事業を継続実施	
安心こども基金の拡充(平成23年度第1次補正予算)	27億円
安心こども基金の積み増し ○被災した児童への相談・援助事業	
安心こども基金の拡充(平成23年度第3次補正予算)	34億円
安心こども基金の積み増し ○保育所・幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	
安心こども基金の拡充・延長(平成23年度第4次補正予算)	1,270億円
安心こども基金を積み増すとともに事業実施期限を平成24年度末まで延長する ○保育サービス等の充実 ○子育て支援の充実や児童虐待防止対策の強化など ○ひとり親家庭への支援	

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

平成24年度予算

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 44億円

地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金) 13億円

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業整備計画分)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① **市区町村全域を単位として**、②毎年度、③市町村が関与して実施する都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「**先進的事業等整備計画**」を策定することができる。

※なお、政令指定都市分については、平成24年度より一括交付金化され、「**地域自主戦略交付金**」(内閣府所管)により対応。

【交付対象事業】

- **都市型軽費老人ホーム整備事業**：要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型軽費老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **施設内保育施設整備事業**：介護関連施設等において施設内保育施設を整備するために交付金を交付。
- **緊急ショートステイ整備事業**：虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- **市町村提案型事業**：市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。
- **小規模な養護老人ホーム整備事業**：低所得高齢者の住まい対策として、要介護度が低いものの、低所得で居宅での生活が困難な高齢者も住み慣れた地域で生活がつづけられるよう、小規模な養護老人ホームを整備するために交付金を交付。

算定方法

先進的事業整備計画記載の事業について、右の区分ごとの交付基準単価に基づいて算定した額を交付。

整備区分	単位	配分基礎単価
軽費老人ホーム整備事業	整備床数	1,500千円
施設内保育施設整備事業	施設数	10,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額
小規模な養護老人ホーム整備事業	整備床数	2,000千円

地域介護・福祉空間整備推進交付金

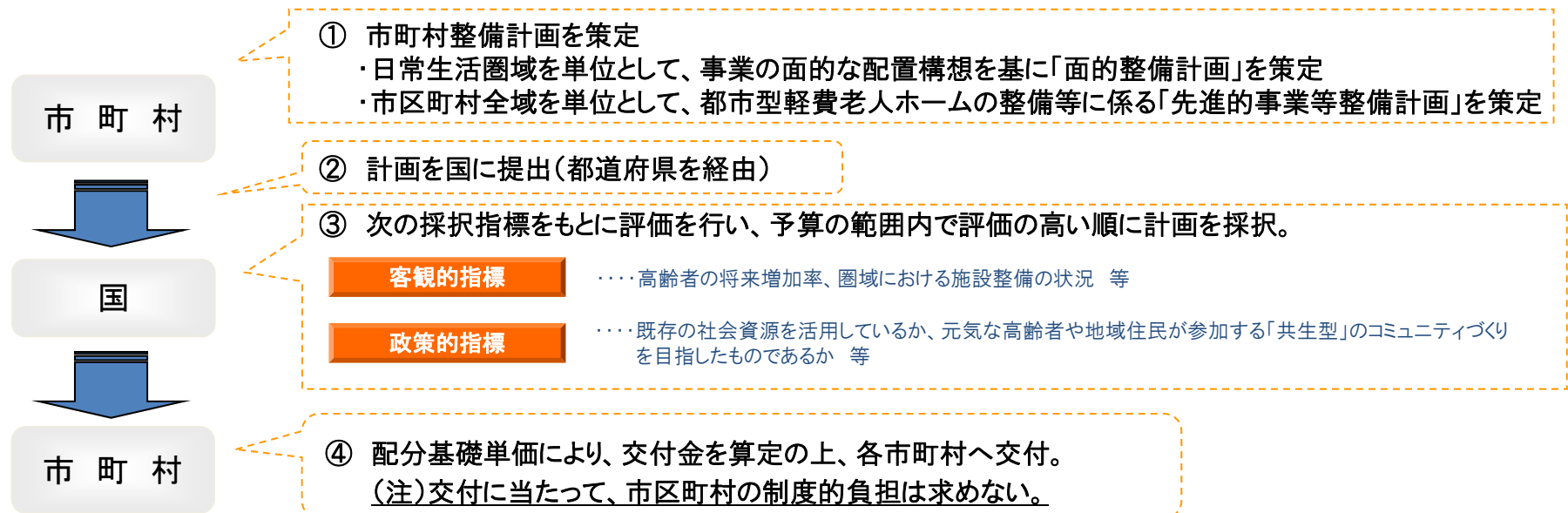
地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備等に要する経費

- ・ 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
- ・ 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業
- ・ 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業

整備区分	単位	配分基礎単価
● 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業	施設数	20,000千円
● 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業	施設数	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	施設数	3,000千円
● 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	施設数	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	施設数	3,000千円
● 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業	整備床数	300千円
● 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業	整備床数	150千円
● 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	施設数	3,000千円

交付金の交付の流れ



介護療養型医療施設等転換に係る市町村交付金の概要

市町村(特別区を含む。)は、

① **市区町村全域を単位として**、② 毎年度、③ 市町村が関与して実施する既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「**介護療養型医療施設等転換整備計画**」を策定することができる。

ハード交付金

のうち

先進的事業支援特例交付金

の1メニュー

○ 介護療養型医療施設等転換整備事業

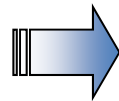
既存の介護療養型医療施設等を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる施設に転換を行うための整備に要する経費

※ただし、他の整備計画に基づき交付金が交付されるものについては重複して交付しない。

介護療養型医療施設等

- ・ 療養病床を有する病院
- ・ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
- ・ 療養病床を有する診療所



転換

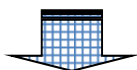
- ① 老人保健施設
- ② ケアハウス
- ③ 有料老人ホーム
(居室は原則個室とし、1人当たりの床面積が概ね13㎡以上であること。)
- ④ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
(社会福祉法人を設立等する場合)
- ⑤ 認知症高齢者グループホーム
- ⑥ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑦ 生活支援ハウス
- ⑧ 適合高齢者専用賃貸住宅及び厚生労働大臣が定める基準(各戸が床面積25㎡以上/各戸に台所や浴室等必要な設備を備えていること/前払家賃保全措置)を満たすもの

※ 上記交付対象施設については、定員規模を問わない。②、③及び⑧については特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わない。③及び⑧については、利用者負担第3段階以下の人でも入居可能な部屋を確保することが対象条件

介護療養型医療施設等転換に係る市町村交付金の流れ

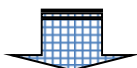
市町村

① 市区町村全域を単位として、既存の介護療養病床の転換のための**介護療養型医療施設等転換整備計画**を策定。



国

② 計画を国に提出(都道府県を経由)。



市町村

④ **交付額**を算定し、交付金を交付。

算定方法

介護療養型医療施設等転換整備計画記載の事業により減少する病床数に、右の整備区分ごとの交付基礎単価を乗じた額を交付する。

※転換により減少する病床数を上限とする。

整備区分	単位	配分基礎単価
●創設 既存の施設を取り壊さず、新たに施設を整備	転換床数	1,700千円
●改築 既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備	転換床数	2,100千円
●改修 躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)	転換床数	850千円

地域支援事業の概要（平成24年度～）

○ 要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容

(1)介護予防事業

- ア 二次予防事業（二次予防事業の対象者に対する事業）
 - ・ 二次予防事業の対象者把握事業
 - ・ 通所型介護予防事業
 - ・ 訪問型介護予防事業
 - ・ 二次予防事業評価事業
- イ 一次予防事業（全ての第1号被保険者を対象とする事業）
 - ・ 介護予防普及啓発事業
 - ・ 地域介護予防活動支援事業
 - ※ボランティア等の人材育成、地域活動組織の育成・支援 等
 - ・ 一次予防事業評価事業

(2)包括的支援事業

- ア 介護予防ケアマネジメント業務
- イ 総合相談支援業務
 - ※地域の高齢者の実態把握、生活支援サービスとの調整 等
- ウ 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
- エ 包括的・継続的マネジメント支援業務
 - ※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

(3)介護予防・日常生活支援総合事業

- ア 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業
 - ・ 予防サービス事業(通所型、訪問型等)
 - ・ 生活支援サービス事業(配食、見守り等)
 - ・ ケアマネジメント事業
 - ・ 二次予防事業対象者の把握事業
 - ・ 評価事業
- イ 一次予防事業

(4)任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

○地域支援事業の事業費

市町村は、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定める。

※ 政令で事業費の上限を規定（市町村が介護保険事業計画に定める介護給付見込額に対する以下の割合を上限とする。）

地域支援事業	3.0%以内
「介護予防事業」又は「介護予防・日常生活支援総合事業」	2.0%以内
「包括的支援事業」+「任意事業」	2.0%以内

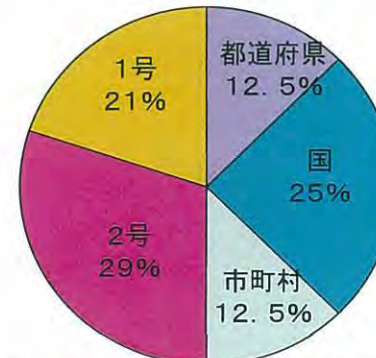
※ 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村のうち厚生労働大臣の認定を受けたときは、上限の引上げが可能

地域支援事業	3.0%+1%以内
介護予防・日常生活支援総合事業	2.0%+1%以内
総合事業以外の事業	2.0%以内

○地域支援事業の財源構成

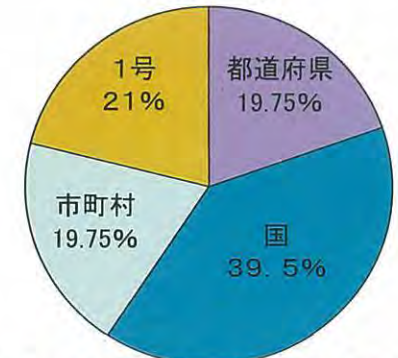
介護予防事業
介護予防・日常生活支援総合事業

【財源構成】



包括的支援事業・任意事業

【財源構成】



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。
(国：都道府県：市町村=2：1：1)